

中央区役所「区民情報コーナー」におけるパンフレット・ちらし等の配架に関する運用基準

(趣旨)

第1条 中央区役所「区民情報コーナー」におけるパンフレット・ちらし等の配架に関する必要な事項を定める。

(配架の基準)

第2条 配架するパンフレット・ちらし等は次の各号のいずれかに該当するものとし、配架を希望する各局・室・区等は、中央区役所魅力推進課区政企画担当（以下「区民情報コーナー所管課」という。）に持込み、または送付するものとする。

- (1) 大阪市や中央区役所・中央区保健福祉センターが発行するもの
- (2) 大阪市や中央区役所・中央区保健福祉センターが共催・後援・協力等関与するもの
- (3) 大阪市の各所属や中央区役所・中央区保健福祉センターが推薦等を行うもの
- (4) その他の行政機関（独立行政法人等を含む）が発行するもの（共催・後援・協力等関与するものを含む）
- (5) 中央区役所と協定等を締結している団体等が発行するもの
- (6) その他、区政企画担当課長が特に必要と認めるもの

(配架しないもの)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、配架しない。

- (1) 法令等に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの

- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題など特定の主義主張を含むもの
- (7) その他、中央区役所「区民情報コーナー」に配架することが適当ではないと認められるもの

(配架物の管理等)

第4条 配架物の設置に関する業務（受付・設置・撤去・廃棄等）は区民情報コーナー所管課が行う。

(配架料)

第5条 配架料は無料とする。

(その他)

第6条 本基準に関して疑義等が生じた場合は、区民情報コーナー所管課において決定する。

附則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則　この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。